

# 審 査 基 準

令和 7 年 2 月 27 日 作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 営業所の移転の許可
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条 第 1 項 第 11 号 (許可の基準) 第 7 条 (保管設備) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 4 条 第 1 項、第 2 項、第 2 条 第 5 項 (営業所の移転の許可申請)
審 査 基 準 : 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 25 日 以 内
申 請 先 : 申請書は、営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 3 ~ 3 0 4 5)
備 考 :